

日本太陽光発電学会細則

2020年10月15日 制定

2020年10月31日 一部改正

2020年12月23日 改正

第1章 会費

第1条 会員は毎年度4月から1か年分の会費を払い込まなければならない。

第2条 会員は、初年度会費を無料とし、入会のときに入会金を前納するものとする。

2 入会金は、次のとおりとする。

個人会員 10,000 円

団体会員 100,000 円／口

学生会員 2,000 円

公益会員 免除

3 理事会は、期間を定めて前項に定める入会金を減免することができる。

第3条 会員の会費は年会費とし、次のとおりとする。

個人会員 10,000 円

団体会員 100,000 円／口

学生会員 2,000 円

公益会員 免除

名誉会員 免除

第4条 前納した入会金、会費は払い戻さない。

第2章 役員候補者の選挙

第5条 役員候補者の選挙にあたって、総務担当理事のもとに選挙管理委員会をおく。

第6条 会長、その他の理事（以下単に理事という）および監事の候補者は、理事会の推薦した正会員と立候補した正会員の中から、正会員の投票によって選ぶ。ただし、特に必要があると認められる場合は、監事は1名を限度として正会員外から選任することができる。

2 選挙管理委員会は、正会員およびその団体に、会長、理事および監事の適任者の推薦を依

頼するとともに、正会員から立候補者を募る。

- 3 理事会は、1 月末日までに、推薦された者の中から推薦候補者を選考する。
- 4 選挙管理委員会は、2 月末日までに、候補者を正会員に通知し、3 月の理事会以前に役員候補者の選挙を実施する。
- 5 役員候補者の確認は、3 月の理事会で行う。
- 6 確認された候補者は、5 月中に正会員に公示する。

第 7 条 第 2 条で公示された候補者の中から、定時総会で理事および監事を選任する。

- 2 理事会において、理事の間で、第 2 条で公示された候補者の中から、会長を互選することができる。

第 8 条 理事会が役員の補欠を必要と認めた場合は、適当な推薦候補者を決定した上、これを公示し、総会を召集して当該候補者の選任を要求することができる。

- 2 確認された当選者は、5 月に正会員に公示する。

第 3 章 理事会および総会

第 9 条 理事会は原則として毎年 4 回以上開くものとする。

- 2 理事会は、必要により、常設または臨時に会議および委員会をおくことができる。

第 10 条 総会の議事は予め理事会に付議することを必要とする。

第 4 章 補則

第 11 条 本細則は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この細則は 2020 年 10 月 15 日から施行する。
- 2 (2020 年 10 月 28-31 日 理事会議決) この変更規定は 2020 年 10 月 31 日から施行する。第 2 条 3 追加
- 3 (2020 年 12 月 23 日 理事会議決) この変更規定は 2020 年 12 月 23 日から施行する。第 5 から 10 条追加